

これからも個々に寄り添った 支援活動を

磯田 朋子（いそだ・ともこ）
岩手県消費者団体連絡協議会 事務局長

はじめに震災から10年、全国からさまざまな支援をいただきましたことに感謝申し上げます。

ありがとうございます。

東日本大震災から今年で10年が経とうとしています。岩手県では、住宅2万6千戸以上が被災し、プレハブ仮設住宅は多い時点で1万4千戸建設されました。未だに22世帯53人（11月末現在）がプレハブ仮設で暮らしていますが、県は今年2月に最後の災害公営住宅の入居を開始し、仮設住宅は役割を終えることになりました。

被災して自宅を失った人たちは、「仮設住宅での暮らしがこんなに長く続くとは思ってもみなかった」と口々に言います。阪神淡路大震災でも仮設解消は5年でした。

岩手県では、かさ上げる宅地整備の土地をめぐる手続きの問題から復興事業が遅れ、10年もの長きにわたり仮設生活を余儀なくされました。

当然のことながら仮設住宅は

長期間の住居を前提としていません。プレハブ仮設が建設された際も、供与期間は原則2年とされていきました（その後1年ごとに更新され続けましたが）。私の夫の両親も釜石市の自宅を津波で失い、プレハブ仮設で暮らしていました。が、隣の音がうるさく、また、隣の人々が常に聞き耳を立てていると疑心暗鬼になり、生まれ育った釜石での自宅再建を待てずに盛岡に移り住みました。

近年、自然災害が相次いで起っていますが、東日本大震災の時の苦情の経験から仮設住宅の選択肢も広がり、遮断性を高めたプレハブや特産の木材を使った木造など住み心地の良さを確保した仮設住宅が設置されるようになりました。

震災後、当会の会員団体はそれぞれに、食（炊き出し・弁当・食料提供）や医療、相談事業、バスボランティア、学校や子どもたちなど得意分野を生かした支援活動を行い、その活動は、被災者が

仮設住宅に移ってから続きました。また、支援の形も「助ける」から「一緒にする」に変わって続けられました。

仮設住宅に入居はしたものの当初2年という期限のなかで、すぐに生活再建を考えなければならいませんでした。しかし、当時の日本の法制度では、自然災害で財産を失ってもローンは返済しなければならなく、なかなか見通しを立てることができませんでした。

そこで、当会が事務局となり設立した「消費者行政の充実をめざすネットワークいわて」（構成団体…弁護士会・司法書士会・労働協・生協関係など）で「岩手県新しい公共の場づくりのための震災対応モデル事業」に応募し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用をすすめるために「やさしい制度説明会」を弁護士を講師に開催して、被災者の生活再建に向けた支援を行いました。このガイドラインは、東日本大震災以降「自然災害による被

災者の債務整理に関するガイドライン」（通称「被災ローン減免制度」）として自然災害に恒久的に適用されています。

また、生活再建支援金を300万円から500万円に増額を求める運動を、被災地から全国に広める取り組みを進めるため「被災者生活再建支援制度の拡充を求める署名運動推進協議会いわて」を結成し、全国で56万筆の署名を集め国会に提出しました。被災者生活再建支援法は阪神淡路大震災をきっかけに創設され、昨年「改正再建支援法」が成立し中規模半壊の世帯も支援金の対象に追加されましたが、残念ながら支援金の最高支給額は300万円のままです。

震災から10年。これまでの特例措置や支援が見直しや廃止されるようですが、心の復興は区切りがありません。新たな課題も深刻化しており、これからも個々に寄り添った支援活動をしていければと思っています。